

福岡県公報

平成26年12月26日
第3656号

目次

告示(第1043号-第1060号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の指定の辞退	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	7

公 告

○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○平成27年福岡県歯科技工士国家試験の実施	(医療指導課)	11
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	12
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための 事前届出	(漁業管理課)	13
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	15

- 土地改良区の合併の認可 (農村森林整備課) ……………15
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………15
- 筑後川中流都市圏域に係る河川整備計画 (河 川 課) ……………16
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ……………16
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ……………16
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (子育て支援課) ……………17
- 県税の賦課徴収関係事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(素案)に対する意見募集 (税 務 課) ……………17

監 査 委 員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) ……………17

公 安 委 員 会

- 猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示 (警察本部生活安全総務課) ……………19

内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会

- 水産動植物の採捕禁止区域及び期間 (漁業管理課) ……………19

雑 報

- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………19
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………19
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………20
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………20
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………21
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………21
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………21
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………22
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………22
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………23
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………23
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………23
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………24

- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………24
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………25
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………25

告 示

福岡県告示第1043号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	田 川 直 方 線	前	田川郡福智町金田1387番2先から 田川郡福智町金田1858番8先まで	9.0 ～ 14.0	430.0
			後	田川郡福智町金田1387番2先から 田川郡福智町金田1858番8先まで	9.0 ～ 27.0	430.0
			後	田川郡福智町金田1387番2先から 田川郡福智町金田1858番8先まで	9.0 ～ 39.0	425.0

福岡県告示第1044号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所

宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	殖 木 入 地 線 甘 木	前	久留米市田主丸町常盤228番2先から 久留米市田主丸町常盤266番1先まで	7.2 ～ 8.1	193.9
			後	久留米市田主丸町常盤228番2先から 久留米市田主丸町常盤266番1先まで	8.1 ～ 12.9	

福岡県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年12月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	殖 木 入 地 線 甘 木	久留米市田主丸町常盤228番2先から 久留米市田主丸町常盤266番1先まで

福岡県告示第1047号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年3月24日福岡県告示第534号久留米都市計画道路事業3・4・22号東町太郎原町線の実業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成15年4月2日から平成33年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成22年3月24日福岡県告示第534号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成22年3月24日福岡県告示第534号の事業地に同じ

福岡県告示第1048号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月26日福岡県告示第523号久留米都市計画道路事業3・4・18号合川町津福今町線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成15年4月2日から平成31年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成24年3月26日福岡県告示第523号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成24年3月26日福岡県告示第523号の事業地に同じ

福岡県告示第1049号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
中生90	山田医院	中間市東中間三丁目1番1号	H26・12・1
大生歯213	大牟田まさむねデンタルクリニック	大牟田市有明町二丁目2-1	H26・11・1
粕生薬158	アニモ調剤薬局	糟屋郡新宮町下府一丁目4番24号	H26・11・1

大生薬185	グリーン薬局	大牟田市岩本新町二丁目1-7	H26・12・1
嘉麻生薬24	さくら薬局	嘉麻市漆生1576-4	H26・11・1
糸島地生訪2	在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO西	糸島市前原中央二丁目3-56 1階1号	H26・11・1
大生訪20	訪問看護ステーション羽山台	大牟田市大字草木581番地5	H26・11・1
宗遠生訪4	ほがらか訪問看護ステーション	遠賀郡岡垣町野間二丁目10-3-102	H26・9・1

福岡県告示第1050号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
糸島地生72	古賀泌尿器科皮フ科クリニック	糸島市高田一丁目9-1	H26・10・31
八女生100	ユアーズ矯正歯科	八女市本村378-6	H26・4・30
大生歯211	大牟田まさむねデンタルクリニック	大牟田市有明町二丁目2-21	H26・10・31
粕生薬98	アニモ調剤薬局	糟屋郡新宮町下府一丁目4-24	H26・10・31
嘉麻生薬14	有限会社さくら薬局	嘉麻市漆生1576-4	H26・10・31
遠生薬56	中央台薬局	遠賀郡岡垣町中央台三丁目23-1	H26・7・31

行生薬68	そうごう薬局在宅調剤センター行橋店	行橋市西宮市一丁目8番13号 RestFeelingBuil 101号	H26・10・1
-------	-------------------	--	----------

福岡県告示第1051号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
直生6	福岡県鞍手保健所	直方市大字山部字浦山808-2	H26・11・25
飯生26	福岡県嘉穂保健所	飯塚市新立岩8-1	H26・11・25
飯生26	福岡県飯塚保健所	飯塚市新立岩8-1	H26・11・25

福岡県告示第1052号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
小生薬37	そうごう薬局小郡中央店	小郡市小郡278-17	小郡市小郡273-1	H26・11・3

福岡県告示第1053号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
田川生マ51	長尾 紀美江（訪問マッサージひばり）	田川郡福智町金田448-2 クレアルライフA105	H26・11・1
田川生マ52	長友 勝則（訪問マッサージひばり）	田川郡福智町金田448-2 クレアルライフA105	H26・11・1
飯生柔70	大谷 賢太郎（ほりいけ整骨院）	飯塚市堀池172-3	H26・11・1
飯生柔71	山田 知弘（鍼灸整骨弘鍼堂）	飯塚市八木山1082-2	H26・11・1
大川生柔30	鶴 隆光（鶴整骨院）	大川市大字榎津280	H24・2・1
嘉穂生柔6	立石 世紀（ひなの整骨院）	嘉穂郡桂川町大字土師4187-10	H26・10・6
田川生柔28	奥谷 友章（クローバ一鍼灸整骨院 川崎店）	田川郡川崎町大字田原1147-1	H26・12・10
飯生はき11	山田 知弘（鍼灸整骨弘鍼堂）	飯塚市八木山1082-2	H26・11・1

福岡県告示第1054号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
豊生マ6	権藤 武宏（豊前訪問マッサージセンター）	豊前市大字久路土1068-1	H26・10・21
飯生柔36	古沢 学（古沢整骨院）	飯塚市仁保372-3	H26・11・29
大川生柔4	鶴 光雄（鶴整骨院）	大川市大字榎津280	H24・1・31
粕生柔101	内村 竜也（たちばな整骨院）	糟屋郡新宮町大字三代760-5	H26・10・31
嘉鞍生柔5	立石 世紀（ひなの整骨院）	嘉穂郡桂川町大字土師4187-10	H26・10・6

福岡県告示第1055号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
中生はき3	新家 幸男（和鍼灸院 中間院）	中間市通谷一丁目36-2 ウェルパークヒルズ内	H26・10・20

福岡県告示第1056号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫生柔58	坂口 雅代（雅レディース整骨院）	筑紫野市上古賀一丁目11-5 カリオンD104	筑紫野市大字永岡1295-2	H26・11・25

福岡県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年12月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号	朝倉市杷木穂坂6番1先から朝倉市杷木林田1611番3先まで

福岡県告示第1058号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
大野居85	ろうゆデイサービス	大野城市東大和一丁目7-10	H26・5・1	通介・予通介
京居141	介護老人保健施設 博愛苑	京都郡苅田町大字提字唐松2781	H26・4・1	訪リ・予訪リ

福岡県告示第1059号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
田居190	さくらデイサービス田川	ハーモニーデイサービス田川	田川市大字奈良1587-138	H26・7・22

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
率居51	パナソニックエイジフ	太宰府市朱雀六丁目1	糟屋郡宇美町大字宇美	H26・7・2

リー介護チ
ェーン福岡
筑紫野

-20

古野ノ口3426-9

福岡県告示第1060号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
朝倉居63	通所介護事業所エルスリー福岡朝倉	朝倉市堤955-27	H26・12・1
筑紫居85	通所介護事業所エルスリー筑紫野	筑紫野市大字立明寺588-1	H26・12・1
粕居151	通所介護事業所エルスリー福岡糟屋	糟屋郡宇美町原田一丁目18-19	H26・12・1
粕居166	エルスリー福岡新宮	糟屋郡新宮町大字上府1107-1	H26・12・1
福津居62	通所介護事業所エルスリー福岡福津	福津市福岡駅東二丁目9-5	H26・12・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
行介薬68	そうごう薬局在宅調剤センター行橋店	行橋市西宮市一丁目8-13 (RestFeelingBuil 101)	H26・10・1
大居41	医療法人 正心会 松永クリニック デイケアさくら	大牟田市大字橋1365	H22・10・31

直居132	ヘルパーステーション まいん	直方市新知町4-28	H26・11・30
田居159	シルバー介護レンタル	田川市大字伊加利1905-7	H26・8・31
柳居1	グリーンコープデイサ ービスセンター「共生 一つどいの家」	柳川市一新町1-18	H26・10・31
像居85	ライズデイサービスひ かりの里	宗像市光岡139-6	H26・11・30

公 告**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量外）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
行橋市、築上郡築上町、京都郡みやこ町	平成26年11月11日から 平成26年11月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（数値地形図データ作成、更新）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市内	平成26年10月29日から 平成27年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市東区、南区、中央区、城南区 管内	平成26年11月19日から 平成27年3月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、水巻町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（航空写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡水巻町全域	平成26年11月20日から 平成27年8月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市内一円	平成26年12月8日から 平成27年2月10日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

久留米市の一部、筑後市の一部、大川市の一部、みやま市の一部、三潞郡大木町の一部	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで
---	------------------------------

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡川崎町大字川崎 櫛毛川	平成26年11月20日から 平成27年3月13日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡添田町大字落合地内	平成26年11月13日から 平成27年2月13日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により遠賀町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタル数値撮影、数値地形図データ作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町大字別府地内	平成26年11月14日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成26年11月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級・4級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区大字塩屋ほか	平成26年10月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区大字塩屋ほか	平成26年10月31日

公告

柳川北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
伊藤 法博	柳川市上宮永町618番地1
山口 晃	柳川市佃町902番地
山田 善治	柳川市矢留本町483番地3
山田 秋夫	柳川市佃町730番地

藤吉 毅	柳川市佃町1015番地
中島 加津斎	柳川市佃町1576・1577番地合併
山田 孝郎	柳川市下宮永町1067番地1
山田 武生	柳川市下宮永町794番地
山田 正路	柳川市下宮永町904番地
山田 政巳	柳川市弥四郎町343番地1
黒田 富美男	柳川市吉富町120番地
石橋 崇	柳川市吉富町427番地1

2 退任監事

氏 名	住 所
松本 源次	柳川市上宮永町915番地2
古賀 英治	柳川市吉富町230番地
江口 崇彦	柳川市佃町357番地1

3 就任理事

氏 名	住 所
伊藤 法博	柳川市上宮永町618番地1
横山 隆美	柳川市佃町943番地
山田 善治	柳川市矢留本町483番地3
山田 秋夫	柳川市佃町730番地
中島 加津斎	柳川市佃町1576・1577番地合併
田中 徹郎	柳川市佃町1224番地1
山田 紀磨	柳川市下宮永町1016番地2
山田 武生	柳川市下宮永町794番地
山田 正路	柳川市下宮永町904番地
山田 政巳	柳川市弥四郎町343番地1
黒田 富美男	柳川市吉富町120番地
石橋 崇	柳川市吉富町427番地1

4 就任監事

氏 名	住 所
-----	-----

江口 崇彦	柳川市佃町357番地1
松本 源次	柳川市上宮永町915番地2
古賀 英治	柳川市吉富町230番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名 称 ベスト電器行橋店
- 所在地 行橋市門樋町8-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

平成27年福岡県歯科技工士国家試験を次のように実施する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成27年3月に卒業見込みの者
- 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成27年3月に卒業見込みの者
- 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学説試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

イ 実地試験

歯科技工実技

(2) 日時及び場所

日	時	種 目	場 所
平成27年2月25日(水曜日)	午前10時00分～ 午後4時20分	学説試験	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎
平成27年2月26日(木曜日)	午前9時30分～ 午後4時20分	実地試験	福岡市博多区千代四丁目32番1号 博多メディカル専門学校
平成27年2月27日(金曜日)			飯塚市横田770番地1 九州歯科技工専門学校

実地試験は、いずれか一方の場所で受験すること。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書に次に掲げる書類及び写真(申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横4センチメートルのものを願書の所定位置に貼ること。)並びに受験申込手数料3万6千円を添えて、福岡県保健医療介護部医療指導課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「医療指導課」という。)へ提出すること。

(ア) 1の(1)又は(2)に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書

(イ) 1の(3)に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

(ウ) 1の(4)に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類並びに1の(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると厚生労働大臣が認めたことを証する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒(B5判が入るもの)を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料3万6千円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込の受付期間は、平成27年1月27日(火曜日)から同年2月10日(火曜日)までとする。

イ 郵便によって受験を申し込む場合は、平成27年2月10日(火曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付等

(1) 合格者の発表は、平成27年3月20日(金曜日)午前10時00分に医療指導課前の廊下に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

(3) 1の(1)又は(2)に該当する者で、卒業見込証明書を提出して受験したものが、平成27年3月11日(水曜日)までに卒業証明書を提出しないときは、合格させない。

5 その他

受験手続その他の問合せは、医療指導課(電話092-643-3274)に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して82円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

解散した清算法人黒田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法

(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
古門 靖伸	京都郡みやこ町勝山黒田2055番地1
毛利 秀幸	京都郡みやこ町勝山黒田1203番地
綾塚 義嗣	京都郡みやこ町勝山黒田2191番地
種生 二一	京都郡みやこ町勝山黒田2833番地2
秋永 三雄	京都郡みやこ町勝山黒田2389番地
福嶋 唯彦	京都郡みやこ町勝山黒田2761番地
梅林 茂法	京都郡みやこ町勝山黒田2749番地1
藤本 英伸	京都郡みやこ町勝山黒田2688番地
井上 幸彦	京都郡みやこ町勝山黒田2054番地1
大村 英幸	京都郡みやこ町勝山黒田1737番地2

公告

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成26年12月26日から平成27年1月9日までの間縦覧に供する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住所	氏名		
北九州市若松区東小石町14番9号 北九州市若松区大字小竹1107番地の4	梶原 康弘 吉村 勇人 崎野 隆則	脇之浦	北九州市漁業協同組合

北九州市若松区原町3番7号			
大川市大字九網147番地11 大川市大字新田974番地1 大川市大字新田1002番地2、 1003番地2、1004番地1	小柳 政彦 小柳 勇次 古賀 峯吉	上新田	上新田漁業協同組合

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年12月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人福岡ふれんず

(2) 代表者の氏名

前田 茂登

(3) 主たる事務所の所在地

古賀市薦野1141番地

(4) 定款に記載された目的

(旧)

この法人は、退職者等に対して、労働支援に関する事業を行い、退職者等の能力を地域の皆さんに寄与することを目的とする。

(新)

この法人は、高齢者や障がいをもった方々を中心とした広く一般市民を対象として、生き活きとした活力のある人生を過ごしてもらうために活動を行う。介護や看護状態にならないための健康づくりのための事業、セミナー、講演等を行う。また就労支援のための教室や雇用促進事業を行う。高齢者には自宅で元気に過ごしても

らえるように、住宅補修や片付け等を通して、よりよい生活環境を整えていくことを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市加布里字馬場東308番9、308番10、308番13、308番20から308番35まで、並びにこれらの区域内の道路である糸島市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区香住ヶ丘二丁目44番18号
西日本クリエート株式会社
代表取締役 長 政明

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称（仮称）行橋西泉複合商業施設
 - (2) 所在地 行橋市西泉六丁目2827番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
行橋市景観街づくり条例に基づく届出を提出すること

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称（仮称）ドラッグコスモス行橋中央店
 - (2) 所在地 行橋市門樋町2519-1の一部ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
行橋市景観街づくり条例に基づく届出を提出すること

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称（仮称）ドラッグコスモス筑後北店
 - (2) 所在地 筑後市大字熊野76-1、77-1、78-2
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
大規模小売店舗立地法に基づき届出のあった（仮称）ドラッグコスモス筑後北店の筑後市大字熊野への出店については、同法の趣旨を踏まえて、周辺地域の生活環境の

保持に向けた配慮も認められるため、異存ない。なお、出店にあたっては、関係法等を含め協議調整を行った内容を遵守し、特に道路・水路等の公共施設の適正な維持管理、災害時の協力体制の確立、廃棄物等の適正処理、良好な環境のための緑化推進等に配慮され、加えて地域の一員として周辺地域と調和し、良好な相乗効果が生まれるように尽力されるよう届出者に対し指導を行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 サニー吉井ショッピングセンター
 - 所在地 うきは市吉井町鷹取字宮井54番1ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、八女市土地改良区及び八女東部第2土地改良区の合併を平成26年12月15日付けで認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 八女市土地改良区は、合併後存続する。
- 八女市土地改良区は、定款を変更する。
- 八女東部第2土地改良区は、合併により解散する。

公告

黒土北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
前田 龍吉	豊前市大字岸井344番地
桑本 重徳	豊前市大字岸井333番地
高尾 裕次郎	豊前市大字岸井358番地1
水野 憲一	豊前市大字久路土956番地
稲葉 正市	豊前市大字久路土1289番地1
祐徳 勝行	豊前市大字久路土1271番地1
末延 洋文	豊前市大字久路土861番地

2 退任監事

氏名	住所
藤本 泰信	豊前市大字岸井575番地4
鳥田 和弘	豊前市大字久路土1298番地2

3 就任理事

氏名	住所
前田 龍吉	豊前市大字岸井344番地
桑本 重徳	豊前市大字岸井333番地
高尾 裕次郎	豊前市大字岸井358番地1
水野 憲一	豊前市大字久路土956番地
稲葉 正市	豊前市大字久路土1289番地1
祐徳 勝行	豊前市大字久路土1271番地1
末延 洋文	豊前市大字久路土861番地

4 就任監事

氏名	住所
藤本 泰信	豊前市大字岸井575番地4
島田 和弘	豊前市大字久路土1298番地2

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「筑後川中流都市圏域河川整備計画」を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川課、福岡県久留米県土整備事務所、福岡県朝倉県土整備事務所及び福岡県那珂県土整備事務所に備え置く。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年11月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡南F Pセンター

(2) 代表者の氏名

弥永 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市天神町101番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちを中心に広く一般市民に対し、金銭教育活動や保険・金融に関する諸相談会の実施及びライフプランニングに関する情報提供などにより、生涯にわたって誰もが安心して暮らすための金融に関する知識の普及を図るとともに、今後の超高齢化社会に対応するため、金銭教育の手法を生かした介護予防のための高齢者向け学習教室等を開催し、青少年の健全育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年12月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N P O 法人ジュニアヘアドレッサーズスクール

(2) 代表者の氏名

久保 義明

(3) 主たる事務所の所在地

行橋市中央三丁目9番8号2F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、小学生、中学生、高校生を対象とした美容スクールの運営により、美容文化の伝承、美容技術の習得、美容師の育成を図り、美容業界の発展並びに一般市民へ美容の普及と、それを担う技術者の職業能力の開発及び向上に寄与することを目的とする。

公告

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成26年12月22日から平成27年1月21日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

公告

県税の賦課徴収関係事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）について、次のとおり意見を募集します。

平成26年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成26年12月25日から平成27年1月23日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

監査委員

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成26年11月10日26監総第465号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年12月26日

福岡県監査委員 小 串 正 伸
同 伊 藤 龍 峰
同 行 正 晴 實
同 井 本 邦 彦

26 教財第 670 号
平成 26 年 11 月 17 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 井 本 邦 彦 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 26 年 11 月 10 日 26 監総第 465 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 人権・同和教育課	地域改善奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて増加している。	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、文書や電話による督促をはじめ、次の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 奨学金相談員及び職員による戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を滞納者に行うとともに、訪問時不在だった者や訪問面接後も返還が実行されていない者への督促電話を戸別訪問と組み合わせるなど、戸別訪問後のフォローアップを行った。 また、現地調査や住民票等請求による所在不明者の調査・確認を行い、所在不明世帯の把握に努めた。 滞納期間の長い奨学生に対しては、改めて返還意識を認識させ、法的手続に向けた取組を進めるため、債務承認書を送付し、戸別訪問による債務承認書及び滞納債権の回収を行った。 債権回収の更なる技術向上のため、平成 26 年度から債権回収の専門家による奨学金相談員及び職員への研修を行うこととした。 <p>今後も、これらの取組を行うとともに、より効果的な取組を検討するなど債権の回収及び新規滞納の発生防止に努め、収入未済の解消に向けた一層の努力をしていく。</p>

公安委員会

福岡県公安委員会告示第350号

猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年12月26日

福岡県公安委員会

猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示
告示第361号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第5条の2第3項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、やまめ及びあまご資源の繁殖保護を図るため、これらの採捕を次のとおり禁止する。

平成26年12月26日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田善和

1 禁止区域

福岡県内の全河川

2 禁止期間

1月1日から2月末日まで

3 指示の有効期間

平成27年1月1日から平成29年12月31日まで

雑 報

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2150回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円
1組10万通 35組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成27年4月1日から
平成27年4月14日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 323,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 62,838,072円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 27,930,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

- の名において
- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋
- 1 名 称 第2151回西日本宝くじ
 - 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
 - 3 証 票 金 額 1枚 100円
 - 4 発 売 期 間 平成27年4月8日から
平成27年4月21日まで
 - 5 当せん金の総額 発売総額に対し 130,900,000円
 - 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 - 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,410,532円
 - 8 その他発売経費 発売総額に対し 15,450,000円
 - 9 受 託 申 請 期 限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2152回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円

- 4 発 売 期 間 平成27年4月15日から
平成27年4月28日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 270,300,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 55,005,480円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 38,760,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2153回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成27年4月29日から
平成27年5月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 129,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び

- 当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,534,732円
 8 その他発売経費 発売総額に対し 15,450,000円
 9 受託申請期限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2154回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 500,000,000円
 250万通
 3 証券金額 1枚 200円
 4 発売期間 平成27年5月13日から
 平成27年5月26日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,000,000円
 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 7 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 46,078,200円
 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,300,000円
 9 受託申請期限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2155回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 500,000,000円
 250万通
 3 証券金額 1枚 200円
 4 発売期間 平成27年5月27日から
 平成27年6月9日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,505,000円
 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 7 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,572,814円
 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,300,000円
 9 受託申請期限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2156回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成27年6月3日から
平成27年6月16日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 108,310,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,329,240円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,875,000円
- 9 受託申請期限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2157回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成27年6月10日から

平成27年6月23日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,250,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,837,900円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,300,000円
- 9 受託申請期限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2158回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成27年6月17日から
平成27年6月30日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 273,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,248,292円

8 その他発売経費 発売総額に対し 23,940,000円

9 受託申請期限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名 称 第2159回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 200,000,000円

1組10万通 20組

3 証票金額 1枚 100円

4 発売期間 平成27年6月24日から

平成27年7月7日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 86,900,000円

6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,273,652円

8 その他発売経費 発売総額に対し 10,300,000円

9 受託申請期限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名 称 第2160回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

3 証票金額 1枚 200円

4 発売期間 平成27年7月8日から

平成27年7月21日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,500,000円

6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,603,000円

8 その他発売経費 発売総額に対し 32,300,000円

9 受託申請期限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2161回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成27年7月22日から
平成27年8月4日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 46,078,200円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,300,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2162回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円
1組10万通 35組
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成27年8月17日から
平成27年9月1日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 319,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 63,558,432円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 27,930,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2163回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成27年9月2日から
平成27年9月15日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,400,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,715,320円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,300,000円

9 受託申請期限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2164回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
1組10万通 40組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成27年9月9日から
平成27年9月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 175,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 40,392,390円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 20,600,000円
- 9 受託申請期限 平成27年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2165回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成27年9月16日から
平成27年9月29日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,592,200円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,300,000円
- 9 受託申請期限 平成27年1月16日